

山菜・きのこ（天然・栽培）の販売に関する販売規程

農事組合法人 やくらい土産センターさんちゃん会

1. 背景と理由

食の安全安心に対するお客様の意識が益々高まる中、東日本大震災により新たな放射性物質への明確な対応が必要とされている。国の放射性物質の基準値は、新基準として、「一般食品」は1キロ当たり100ベクレル、「幼児用食品」「牛乳」は同50ベクレル、「飲料水」は同10ベクレル上限値となった。

また、本会では県・市町村の行政機関の指導の下、お客様の不安解消と生産者の安全意識のモニタリング調査や出荷者講習会を行っている。

このような背景をふまえ、本会では山菜の販売に関する販売規程を設定し、情報開示をすることにより安心して購入して頂けるよう、今後とも継続して参ります。

なお、水煮、塩漬け、乾物等の加工品についても同じ内容と致します。

2. 販売規程の追加事項（理事会決定事項）

第6条（販売上の厳守事項）

(1) 直販売品の販売

- イ あきらかに品質・鮮度等が劣る物産は販売しない。
- ロ 会の統制を乱す販売は、一切認めない。

(追加) ハ 山菜・きのこ（天然・栽培）は、販売開始前に所定の手続き通りに放射性物質検査のモニタリング調査をおこない、安全が確認され次第、販売を許可する。

（この販売規程は、2012年4月11日より施行する。）

3. 山菜・きのこ（天然・栽培）販売基準値（上限値）

- (1) 出荷者個人単位（品種別）でモニタリング調査を行ない、放射性物質が国、県、市町村での調査で 50 ベクレル/kg 「本会基準の上限値」を超える検体が出た場合は販売できない。販売自粛の範囲は、旧市町村単位とする。

4. 山菜・きのこ採取・検査から販売までの経過

- (1) 本会へ事前申告・個人単位（品種別） ---いつ頃、何を採取するか事前申告する。
- (2) 県・市町村等の専門機関の検査 -----採取した山菜・きのこを専門機関に検査依頼する。
- (3) 検査結果により販売可否を審査 -----検査結果を重視し、必要に応じて再検要請する。
- (4) 販売可否の通達 -----本会より本人へ、検査結果と販売可否の通達をする。

5. その他

- ・現在の検査費用については、県・市町村等の専門機関のため無料で実施しているが、今後、有料化になるときは、事前に生産者に個人負担の依頼をする。
- ・山菜・きのこの採取地を変更した場合は、同じ手法で新たに検査する。
- ・ワラビのあく抜き用、アク（灰）の添付は禁止とする。